「夢洲第２期のまちづくりに向けた検討業務」に係る

質問への回答

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| № | 資料名・ページ数 | 質　問　事　項 | 回　答 |
| １ | 公募要領・P4 | プレゼンテーション用の資料を別途使用する場合、審査用と同様に応募事業者が特定される情報を削除するということでよろしいでしょうか。 | プレゼンテーション用の資料については、企画提案書と同様に、正１部、写し１部とともに、正の資料から応募事業者が特定される情報を削除した資料を、審査用として７部提出してください。 |
| ２ | 仕様書・P1  (1) 2) | 業務開始後に、地下鉄道の存在による土地利用制限を検討するにあたって、地下構造物の設計報告書や設計計算書、図面等を貸与可能でしょうか。 | 検討に必要となる資料については、本件業務委託契約締結後、内容を協議の上、適宜貸与または提供します。 |
| ３ | 仕様書・P2  (2) | 業務開始後に、地質、地盤情報(ボーリングデータ、圧密沈下や液状化の計算書、土壌汚染の状況調査結果や対策費用の検討結果等)を受領可能でしょうか。 |
| ４ | 仕様書・P2  提案テーマ② | なお書きで記載された内容の意図についてご教授下さい。特に「契約における費用負担の考え方について提案」とありますが、前段の提案とは別に、という解釈でよろしいでしょうか。 | お見込みのとおりです。  なお書きは、土地価格に影響をもたらす要因があるが、価格に反映すべきでないと考える場合に、その理由とあわせて、別途、当該要因にかかる費用負担をどのような考え方で土地契約条件に反映させるか提案を求めるとの趣旨です。 |